

## 人権擁護委員委嘱状伝達式が行われました

役場公室で「人権擁護委員委嘱状伝達式」が行われました。

人権擁護委員とは、日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害による被害者を救済し人権を擁護するために活動している方々です。

赤木保男さん(牧在住)、田宮孝司さん(西結在住)、梶井壽雅子さん(東結在住)の3人が再任され、法務大臣からの委嘱状を受け取られました。

再任にあたり「人権創作劇を通して、子どもたちにも分かりやすく人権について知ってもらいたいです。」「もっと気軽に相談していただけるよう呼びかけをしていきたいです。」と、意気込みを語られました。

【人権に対するお悩み・お問い合わせ】

福祉課内 人権擁護委員会事務局 ☎ 64・7104 (直通)



▲田宮孝司さん、赤木保男さん、梶井壽雅子さん (左より)

## ◇国民健康保険だより◇

### ◆9月は国民健康保険被保険者証の更新月です

現在お持ちの被保険者証の**有効期限は平成28年9月30日(金)**です。

新しい保険証が9月30日(金)までに簡易郵便書留にて世帯主あてに届きますので、現在お持ちの保険証は**10月1日(土)以降**に破棄してください。

なお、保険料の滞納がある場合は、納付相談を受けていただきます。

※保険料を滞納すると、負担公平の見地から、財産差し押さえなど滞納処分の対象となります。

### ◆窓口によくある質問

#### Q. 国民健康保険には必ず入らないといけないの？

A. 日本では、国民すべてが何らかの医療保険に加入することになっています。(国民皆保険制度) 職場の健康保険を脱退したときから、国保で医療を受ける権利と同時に、保険料を納める義務が生じます。再就職先が確定するまでの間、あなたの意志に関わらず、国保に加入しなければなりません。なお、国保の手続きは世帯主の方が行ってください。

#### Q. 勤務先と国保から保険料を二重に請求された場合は？

A. 国保の脱退届出が必要です。職場の健康保険と違い、国保の手続きはすべて世帯主が行わなければなりません。職場の健康保険証が交付されましたら、必ず届出をしてください。

#### Q. 引越しのときに国保の届出は必要なの？

A. 国保は市区町村単位で運営されています。そのため、医療を「国保」で受けることは変わらなくても、あなたの属する国保は転出により変更する必要があります。転出届の際は、国保の保険証もお忘れなく。

【お問い合わせ先】 国保の手続きに関すること 住民環境課 ☎ 64・7105 【直通】

国保の保険料に関すること 税務課 ☎ 64・7102 【直通】

### 休館日のご案内 (9月1日～10月15日)

◇中央公民館 9月5日(月)・12日(月)・20日(火)・26日(月)  
【☎ 64・4343】 10月3日(月)・11日(火)

◇総合体育館 9月5日(月)・12日(月)・26日(月)  
【☎ 64・5585】 10月3日(月)

◇勤労青少年ホーム 9月5日(月)・12日(月)・19日(月・祝)・26日(月)  
【☎ 62・6655】 10月3日(月)・10日(月)

◇安八温泉 9月1日(木)・15日(木)  
【☎ 64・5533】 10月1日(土)・9日(日)・15日(土)

### 今月の納税

国民健康保険料	4期
中須川土地改良区費	全期
揖斐川以東用水土地改良区費	全期
菱野川土地改良区費	全期

※納期限(口座振替日)は9月30日(金)です。